

大規模小売店舗の変更について（公告）

大規模小売店舗立地法（平成10年法律第91号）第6条第1項の規定による変更の届出の概要を次のとおり公表する。

なお、この届出に対して同法第8条第2項の規定により当市内に居住する者等は本公告の日から4月以内に、店舗の周辺の地域の生活環境の保持の見地から、市に対し意見書を提出することができる。

平成22年9月1日

新潟市長 篠田 昭

- 1 大規模小売店舗の名称、所在地及び設置者
名称 ファミリードラッグ空港通店
所在地 新潟市東区河渡甲386
設置者 田村大作、田村ミイ
- 2 変更した事項
大規模小売店舗の名称
（変更前）ドラッグマックス空港通店
（変更後）ファミリードラッグ空港通店
- 3 変更年月日
平成22年6月19日
- 4 変更の理由
会社合併に伴い店舗名を変更したため。
- 5 届出年月日
平成22年8月19日
- 6 縦覧場所
新潟市経済・国際部商業振興課及び新潟市東区役所地域課
- 7 縦覧期間
平成22年9月1日から平成23年1月1日まで
- 8 大規模小売店舗立地法に関する事項、意見書の提出方法その他の問い合わせ先
商業振興課商業振興係
電 話 025 - 226 - 1633
Eメール shogyo@city.niigata.lg.jp